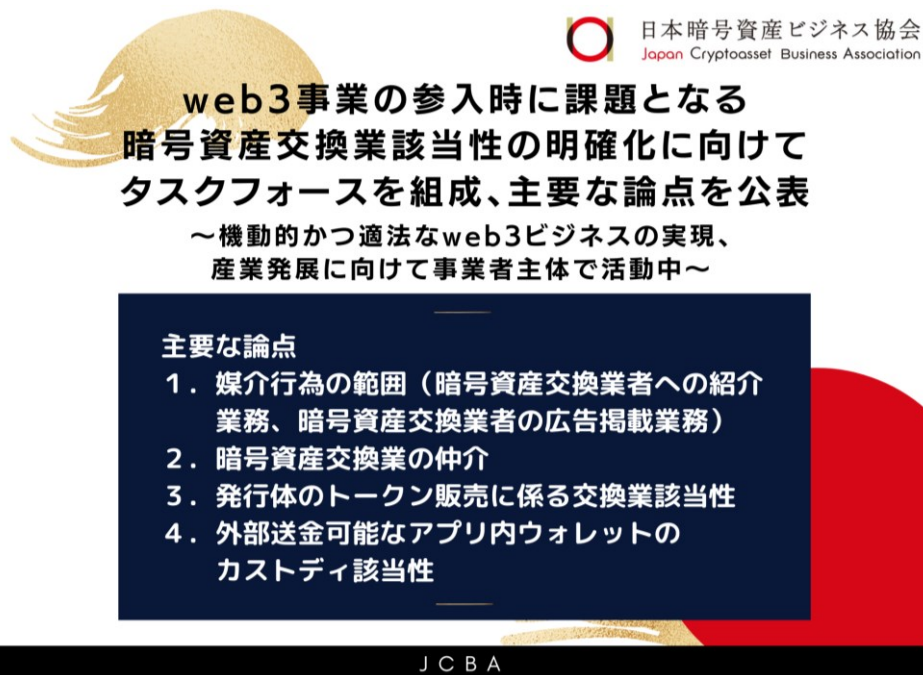


web3 事業の参入時に課題となる暗号資産交換業該当性の明確化に向けて タスクフォースを組成、主要な論点を公表

～紹介や広告掲載業務、暗号資産交換業の仲介、発行体のトークン販売に係る交換業該当性、アプリ内ウォレットのカストディ該当性などを明確化すること、機動的かつ適法な web3 ビジネスの実現に向け、事業者主体で活動中～

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（所在地：東京都千代田区、会長：廣末紀之、以下 JCBA）は、2023年3月に web3 事業ルール検討タスクフォース(web3TF、座長：河合 健)を立ち上げ、日本において web3 領域の事業検討をする事業者が直面する課題である暗号資産交換業該当性の明確化に向けて議論を行ってまいりましたので、以下のとおり主要な論点を公表いたします。



日本暗号資産ビジネス協会
Japan Cryptoasset Business Association

web3事業の参入時に課題となる 暗号資産交換業該当性の明確化に向けて タスクフォースを組成、主要な論点を公表

～機動的かつ適法なweb3ビジネスの実現、
産業発展に向けて事業者主体で活動中～

主要な論点

1. 媒介行為の範囲（暗号資産交換業者への紹介業務、暗号資産交換業者の広告掲載業務）
2. 暗号資産交換業の仲介
3. 発行体のトークン販売に係る交換業該当性
4. 外部送金可能なアプリ内ウォレットのカストディ該当性

J C B A

■ web3 領域への事業参入の拡大と「暗号資産交換業該当性」の課題

世界的な web3 への注目から、エンターテインメント事業者の NFT 領域の取り組みや、ゲーム事業者のブロックチェーンゲーム、x to earn への参入等、多様なトークン取引およびビジネス形態が生まれてきています。国内ではスクウェア・エニックスは「資産性ミリオナーサー」における NFT の累計発行数が 14 万枚になったことを決算説明会で明らかにしました¹。KDDI はメタバース・Web3 サービス「aU」としてメタバース、ライブ配信、バーチャルショッピングなど Web3 時代のサービスを提供することを公表しました²。

¹ スクウェア・エニックス・ホールディングス「2023年3月期

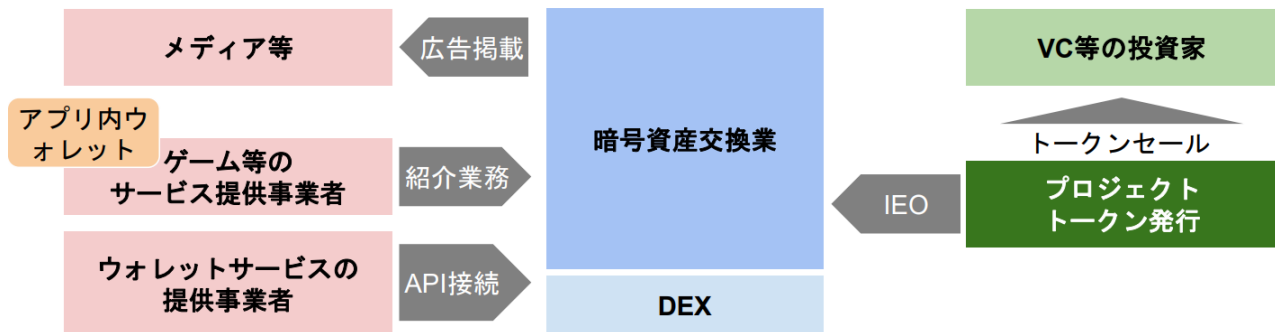
決算説明会」, <https://www.hd.square-enix.com/jpn/ir/pdf/23q4slidesJPN.pdf>

² KDDI「メタバース・Web3 サービス「aU」始動」, <https://news.kddi.com/kddi/corporate/newsrelease/2023/03/07/6588.html>

一方で、web3 事業においてトークン（暗号資産）の取扱いは不可避であるため、日本国内で参入を検討する事業者が高いユーザー利便性を追及しようとする、暗号資産交換業への該当性の懸念が生じる場合が多く存在します。暗号資産交換業に該当してしまうと、資金決済法に基づく登録が必要となり、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認その他の体制整備が求められることになるため、暗号資産交換業該当性の判断如何によっては、web3 を活用した新たな事業に参入しようとする事業者にとっての参入障壁となりえます。

そこで、当会では、「web3 事業ルール検討タスクフォース(web3TF)」を 2023 年 3 月に立ち上げ、どのような範囲のサービスが暗号資産交換業に該当する／該当しないのかについてビジネス事例と課題を整理し、それぞれの暗号資産交換業該当性に関し、解釈の明確化、現行規制の見直し等について事業者及び実務家が主体となって議論を行ってまいりました。年度内の成果に向けて、今後さらに web3TF での議論を深め、関係各所と意見交換を行ってまいります。本取り組みにより、多様な事業者の参入を後押しし、web3 領域の健全な競争と成長ひいては日本の産業活性化に寄与いたします。

(図 1) 直接的に暗号資産の交換等の業務を行わずとも業該当性に該当する web3 の周辺事業



→各種のボーダーラインの明確化により、ビジネスを、より機動的に、適法に実現できるよう目指す

(図 2) web3TF のスコープとなる主要な論点

項番	ビジネス種別	業務分類	詳細
1-1	暗号資産の交換に関する業該当性	媒介行為の範囲	暗号資産交換業者への紹介業務
1-2			暗号資産交換業者の広告の掲載業務
1-3			DEXまたは暗号資産交換業者へのAPIによる接続
1-4		仲介業の検討	暗号資産交換業の仲介
1-5		自己募集	発行体のトークン販売に係る交換業該当性
2	カストディに関する業該当性	アプリ内ウォレット	外部送金可能なアプリ内ウォレットのカストディ該当性
3-1	暗号資産交換業における行為規制	エアドロップ	発行体によりエアドロップされたトークンの扱いについて
3-2		ハードフォーク	発行体のハードフォークにより付与されるトークンの扱いについて
4	投資	web3事業に対する投資	トークンに対するLPSからの投資の実現



■web3 事業ルール検討タスクフォース構成員

座長	河合 健	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業	パートナー
副座長	白石 陽介	株式会社 HashPort	社外取締役
委員	佐野 史明	片岡総合法律事務所	パートナー
委員	安達 知可良	EY 新日本有限責任監査法人 金融事業部	アシュアランスイノベーション本部 アソシエートパートナー
委員	金光 碧	株式会社 bitFlyer	クリプトストラテジー部部長
委員	北田 友宏	コインチェック株式会社	執行役員 CLO 法務・コンプライアンス本部長
委員	桑原 惇	ビットバンク株式会社	営業部門 部門長 兼 事業開発部 部長
委員	堀田 昂慈	株式会社 HashPort	取締役
委員	落合 孝文	渥美坂井法律事務所弁護士法人	シニアパートナー
委員	藤井 大志	KDDI 株式会社	法務部 エキスパート
オブザーバー	株式会社スクウェア・エニックス、一般社団法人日本暗号資産取引業協会		

■協会概要

企業名 : 一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会

(Japan Cryptoasset Business Association) 略称 JCBA

所在地 : 東京都千代田区鍛冶町 1 丁目 10 番 6 号 BIZ SMART 神田 901 号室

代表者 : 会長 廣末 紀之 URL : <https://cryptocurrency-association.org>

設立 : 2016 年 3 月

事業内容 : 暗号資産、ブロックチェーン上のデジタル資産、Web3 に関連するビジネスについての会員間の知見共有、意見集約、業界課題の解決に向けての論点整理や提言を通じて、ビジネス環境整備・促進、普及啓発活動に取り組んでいます。

- ・分科会等 : 現在 11 部会 税制検討、ICO・IEO、ユースケース、金融、NFT、ステーブルコイン、DeFi、セキュリティ・システムほか、各種タスクフォース、ワーキンググループ等が活動
- ・月次勉強会 : 法規制、税務会計、技術、ビジネス面に関するテーマで開催
- ・提言、要望 : 業界課題の論点整理、政党や監督官庁への提言・要望
- ・外部講演活動 : 講演等による普及啓発、司法当局や消費者センター等への講演及び協力など

■会員企業について

正会員 : 30 社 準会員 : 91 社 特別会員 : 4 社 団体会員 : 11 社 計 136 社 (2023 年 9 月時点)

Web3.0 関連事業者、暗号資産交換業者、ゲーム・エンタメ事業者、システム・セキュリティ関連事業者、法律事務所、会計監査法人、税理士事務所、研究・教育機関、地方自治体など

会員一覧 : <https://cryptocurrency-association.org/member/>

【プレスリリースに関するお問い合わせ先（報道機関窓口）】

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）事務局

TEL : 03-3502-3336 E-mail : pr@cryptocurrency-association.org